明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働七八）　一

〔告　示〕

○行動計画策定指針の一部を改正する件（国家公安委・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　二

○紛失の届出により失効した旅券の告示（外務三〇七）　三

〔資　料〕

国庫歳入歳出状況（平成二十一年度平成二十二年四月分）、（平成二十二年度平成二十一年四月分）（財務省）　三

〔公　告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係　三

特殊法人等

型式住宅部分等製造者の製造の廃止関係　一〇

地方公共団体

行旅死亡人関係　一〇

会社その他

会社決算公告　一一〇

省　令

○厚生労働省令第七十八号

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十五号）の施行に伴い、並びに次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第十二条第一項及び第四項並びに第十三条の規定に基づき、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月二十三日

厚生労働大臣　長妻　昭

次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令

次世代育成支援対策推進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第五号本文中「第二十三条第一項」を「育児・介護休業法第二十三条第二項」に、「育児休業の」を「育児休業に関する」に改め、同号ただし書中「次のイ～ハの」を「次の」に改め、同号ロ中「勤務時間短縮等の措置として、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三年労働省令第二十五号。）第二十四条第一項第一号に規定する短時間勤務の制度の措置」を「所定労働時間の短縮措置」に、「同法第二十四条第一項」を「育児・介護休業法第二十四条第一項第三号」に、「短時間勤務の制度の措置に」を「所定労働時間の短縮措置に」に改め、同条第七号中「第二十四条第一項」の下に「第三号」を加え、「労働者の申出に基づき適用される」を削り、「の制度又は勤務時間の短縮等の措置」を「に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置」に改める。

様式第一号（第一面）中「住　　所」を「住　　所　〒」に改め、同様式（第二面）の11中「平成15年国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号」を「平成21年国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号」に改め、同様式（第三面）の1の（1）のオの欄を次のように改める。

オ	子どもを育てる労働者が利用できる次のいずれか一つ以上の措置の実施 (ｱ)三歳以上の子を養育する労働者に対する所定外労働の免除 (ｲ)三歳以上の子を養育する労働者に対する短時間勤務制度 (ｳ)フレックスタイム制度 (ｴ)始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度

様式第一号（第三面）の1の（1）のカの欄中「事業所内託児施設」を「事業所内保育施設」に改め、同クの欄中「休暇を取得できる」を「休暇について、時間単位で取得できる等より利用しやすい」に改め、同サの欄中「育児休業や時間外労働・深夜業の制限」を「育児休業等」に改め、同（2）のウの欄中「の促進」を「・定着」に改める。

様式第一号（第一面・第二面）中「住　　所」を「住　　所　〒」に改め、同5の㈡のロ中「短時間勤務の制度の措置」を「短時間勤務制度」に改め、同様式（第三面）の6を次のように改める。

6．育児をする労働者のための短時間勤務制度等の実施状況

実施している措置（3歳から小学校就学前までの子を育てる労働者が対象となるものに限る。）	実施の有無
ア　育児休業に関する制度に準ずる措置	有・無
イ　所定外労働の免除	有・無
ウ　短時間勤務制度	有・無
エ　フレックスタイム制度	有・無